

千葉県知事宛

千葉県に男女共同参画に関する条例を制定することを求める意見書（案）

男女共同参画に関する県の条例制定を早急に求める。平成 29 年 2 月現在、千葉県は全国の都道府県の中で、男女共同参画に関する条例が制定されていない唯一の県であるという大変残念な状況にある。

平成 11 年に施行された男女共同参画社会基本法は、性別に関わりなくすべての人が互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指している。急激な少子高齢化が進む我が国においては、あらゆる分野において、男性のみならず女性の進出が不可欠になっている。男女共同参画社会基本法は、多様性を認めることが社会の活力を高めるとしている。

しかしながら、社会における男女の実質的な機会の平等はまだ達成されていない。千葉県男女共同参画課が行った「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（平成 26 年）によると、社会全体において「男性が非常に優遇されていると感じる」（10.9%）「どちらかという男性が優遇されていると感じる」（60.6%）を合わせると、7 割以上の男女が「男性が優遇されていると感じる」と回答している。また、総務省「社会生活基本調査」（平成 23 年）によれば、家事育児、介護といった家事関連に費やす時間の週平均は、千葉県の場合、女性 3 時間 51 分に対し、男性はたったの 42 分である。共働き世帯が当たり前となった現在でも、家庭の仕事は女性の負担に大きく偏っている。しかも、全国平均の数値（女性 3 時間 35 分、男性 42 分）に比べ、千葉は女性の負担が大きいのである。

男女共同参画社会の実現を一層進めるべく、平成 27 年には「女性活躍推進法」が成立しました。国は雇用の場における女性の活躍も強く推進している。男性の長時間労働に依存する職場は、疲弊する男性を生み出し続けている。男性中心の労働慣行の是正は喫緊の課題である。女性も男性も輝く社会が男女共同参画社会なのである。

働く場や家庭、地域社会においても、性別に関わりなくすべての人が活躍できる社会は大いなる活力をもたらし、閉塞感を吹き飛ばす。また、意思決定の場が男性ばかりに占められることなく、女性も参加することにより、新たなる視点から物事の発展が見込まれる。

このような時代になってもなお全国で唯一男女共同参画に関する条例がない千葉県は、すべての人が活躍できる社会づくりに関心がない県であると表明しているとも言える。

男女共同参画に関して全国一の“後進県”という事実が、全国的にも国際的にも千葉県の評価を高めることは決してない。よって千葉県に男女共同参画に関する条例を早急に制定することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。